

多様な生き方を尊重し
誰もが自分らしく生きられる社会へ

令和5年
4月スタート

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

【問合わせ】 市民協働課 ☎84-0609

同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、市が証明する制度です。二人に未成年の子どもがいる場合には、子どもも含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができます。

◎半田市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度のポイント

①生きづらさの解消につなげます

この制度は、法律婚とは異なり、法律上の効力が生じるものではありませんが、制度利用者の方に「社会に認められている」という安心感を与え、少しでも生きづらさの解消につなげていきます。

②性的少数者に加え事実婚も対象です

性的少数者をはじめ、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も対象になります。

③ファミリーシップ関係を証明します

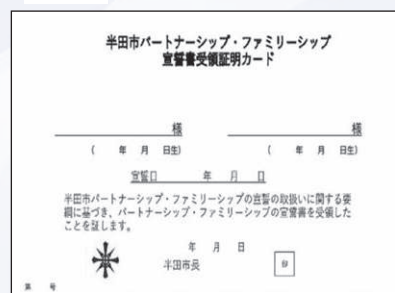
パートナーシップ関係にある方の子どもを含め、家族として協力し合う関係を証明します。

※宣誓の要件や手続きなどの詳細は、市ホームページをご覧ください。



宣誓の流れ

- ①事前予約
電話等にて事前に宣誓日を予約
- ②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓
必要書類をお持ちいただき、原則お二人でお越しください。
※お二人での来庁が難しい場合や個室での宣誓を希望される場合はご相談ください。
- ③受領証明書および受領証明カードの交付（後日交付）



▲証明カード

◎宣誓により利用できる行政サービス

サービス	内 容	問合わせ
市営住宅への入居申込	事実上婚姻関係と同様の事情にある者として申込みができます。	建築課 住宅担当 ☎84-0670
税務証明書の交付 (所得証明書、納税証明書など)	親族とみなして同居の場合は、申請および受領ができます。	税務課 市民税担当 ☎84-0620 収納課 収納担当 ☎84-0624
住民票の続柄記載	住民票における世帯主との続柄を「同居人」ではなく、「縁故者」と記載することができます。	市民課 住民記録担当 ☎84-0632

※宣誓の有無に関わらず、所定の要件を満たしていれば代理で申請ができるなど、他の行政サービスを利用することができる場合があります。